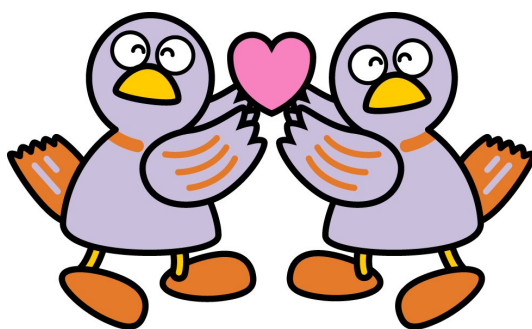


# 埼玉県多文化共生推進プラン

(平成24年度～28年度)

～県民だれもが国籍・文化の違いを超えて共に創る  
活力ある埼玉の実現を目指して～



埼玉県のマスコット コバトン

平成24年7月





## ごあいさつ

経済をはじめ様々な分野でグローバル化が進展し、人の移動が活発になっています。本県の外国人住民は、平成22年末現在、約12万人であり10年前の約8万人と比べて約1.5倍に増えています。

日本の生産年齢人口が減少する中、豊かで活力ある社会を実現するためには、外国人住民をしっかりと地域社会の一員として受け入れ、日本人とともに地域づくりを担っていただく必要があります。そのためには、日本人と外国人住民がお互いの文化的な違いを理解し認め合う「多文化共生」の考え方が重要です。

そこで県では、外国人住民を取り巻く状況の変化に対応し行政やN G O、大学、企業などが一体となって多文化共生の取組を推進するため、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定しました。

このプランでは、多文化共生を進める上での課題を3つに区分しています。1つ目は、外国人住民の日本語能力が十分でないことによる「ことばの壁」です。2つ目は、教育や子育てなど生活する上での制度を知らない、理解していないこと等による「制度の壁」です。そして3つ目は、日本人と外国人住民がパートナーとしてお互いを理解し合う意識の不足による「こころの壁」です。

これら3つの壁を解消するため、日本語学習の支援や相談体制の充実をはじめ東日本大震災を踏まえた災害発生時の効果的な外国人支援、さらに外国人研究者や技術者などの活力を取り込むなど様々な施策を実施します。

県はこれらの施策に全力で取り組み、プランの基本目標である「日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を実現していきます。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、このプランの策定に当たり、多くの御意見をいただいた各界各層の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成24年7月

埼玉県知事 上田清司

# 目 次

|            |                             |    |
|------------|-----------------------------|----|
| <b>I</b>   | <b>新たな埼玉県多文化共生推進プランについて</b> | 1  |
| 1          | プラン策定の目的                    | 1  |
| 2          | プラン策定の経緯                    | 2  |
| 3          | プランの計画期間                    | 2  |
| <b>II</b>  | <b>多文化共生社会の背景</b>           | 3  |
| 1          | 少子高齢化社会の出現                  | 3  |
| 2          | 外国人登録者数の推移                  | 4  |
| 3          | 外国人の定住化                     | 5  |
| <b>III</b> | <b>本県の多文化共生の現状と課題</b>       | 6  |
| 1          | 本県の現状                       | 6  |
|            | 現状 1……外国人登録者数の推移            | 6  |
|            | ① 本県の外国人登録者                 | 6  |
|            | ② 市町村の外国人登録者                | 8  |
|            | 現状 2……外国人相談の増加              | 10 |
|            | 現状 3……外国人の定住化               | 11 |
| 2          | 本県の多文化共生を進めるに当たっての課題        | 12 |
|            | 課題 1……ことばの壁                 | 12 |
|            | 課題 2……制度の壁                  | 12 |
|            | 課題 3……こころの壁                 | 12 |
| <b>IV</b>  | <b>プランの基本的な考え方</b>          | 13 |
|            | 基本目標                        | 13 |
| <b>V</b>   | <b>多文化共生推進施策の展開</b>         | 14 |
|            | 基本指標                        | 18 |
|            | 基本的な取組 1……ことばを学んでもらう        | 19 |
|            | 基本的な取組 2……制度を知ってもらう         | 21 |
|            | 基本的な取組 3……自立・社会参加と多文化パワーの活用 | 35 |
| <b>VI</b>  | <b>プランの推進体制</b>             | 43 |

# I 新たな埼玉県多文化共生推進プランについて

## 1 プラン策定の目的

近年の日本においては、少子高齢化が進む一方で、グローバル化により海外からの外国人(\*1)住民(\*2)が増え続けるという状況にあります。こうした中、日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生(\*3)」の考え方が重要になっています。

特に、外国人住民をこれまでのような支援の対象と捉えるのではなく日本人と共に社会を担っていく対象と捉え、それぞれの個性と能力を十分に生かせる社会づくりが必要となります。

本県では、こうした考えに基づき県の様々な多文化共生施策を体系的、計画的に進めるため、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定します。

### \*1 外国人

「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいう。

「出入国管理及び難民認定法 第2条第2号」

### \*2 外国人住民

外国人の住民だけではなく、日本国籍を取得していても文化的背景などが外国にある住民を含む。

(例：国際結婚により日本国籍を有する者、その子どもなど)

### \*3 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」  
2006.3 総務省

## 2 プラン策定の経緯

法務省の在留外国人統計によると、全国における外国人登録者(\*4)は、平成16年(2004年)末で約200万人と10年間で1.5倍となっています。この状況を踏まえ、総務省では、これまでの「国際交流」と「国際協力」を柱とした国際化の取組に加え、「多文化共生」を第3の柱とした国際化の取組を提唱しました。また、平成18年(2006年)3月には「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体に対し多文化共生を計画的、総合的に進めるための計画の策定を呼びかけました。

これを受け本県では、県内の実情に合わせた「埼玉県多文化共生推進プラン」を平成19年(2007年)12月に策定しました。その後、外国人の定住化、リーマンショックに端を発する日本経済の停滞による外国人就業者の減少、東日本大震災やこれに伴う福島第一原子力発電所の放射性物質放出事故による外国人出国者の増加など外国人住民を取り巻く事情も様々に変化しています。

このような外国人住民を取り巻く状況の変化に対応し、県として推進すべき施策について再度検討を行い、新たな多文化共生推進プランとして取りまとめました。

## 3 プランの計画期間

「埼玉県5か年計画ー安心・成長・自立自尊の埼玉へー」の計画期間に合わせ、新たな多文化共生推進プランは、平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までに取り組むべき施策を取りまとめています。

### \*4 外国人登録制度

日本に入国して90日以上滞在する外国人は、在留することとなった日から、90日以内に、一部の例外を除いて、居住している市町村に届け出を行う制度。日本で出生し60日以上日本に留まる人や日本国籍を離脱などし60日以上日本に留まる人も同様の登録をする必要がある。

なお、出入国管理法などが改正され、外国人登録制度は平成24年7月に廃止され新しい在留管理制度がスタートすることとなった。これにより、在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人には在留カードが交付されるようになり、また、日本人同様に住民基本台帳法の適用対象となった。

## Ⅱ 多文化共生社会の背景

### 1 少子高齢化社会の出現

国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口（平成18年（2006年）12月推計）」(\*5)によると、日本の人口は平成17年（2005年）をピークに減少局面に入り、今後本格的な人口減少社会になると予測しています。平成58年（2046年）には人口は1億人を割り込み、平成67年（2055年）には約9,000万人を下回ると推計しています。出生数についても平成18年（2006年）に107万8千人であったものが、平成65年（2053年）には50万人を切ると述べられています。

また、生産年齢人口は、平成7年（1995年）に8,716万人に達し、以後減少局面となり、平成67年（2055年）には約4,600万人になるとしています。つまり、人口構成においても高齢者が多い社会ということになり、平成67年（2055年）には高齢化率が約4割に達するという将来像が描かれています。

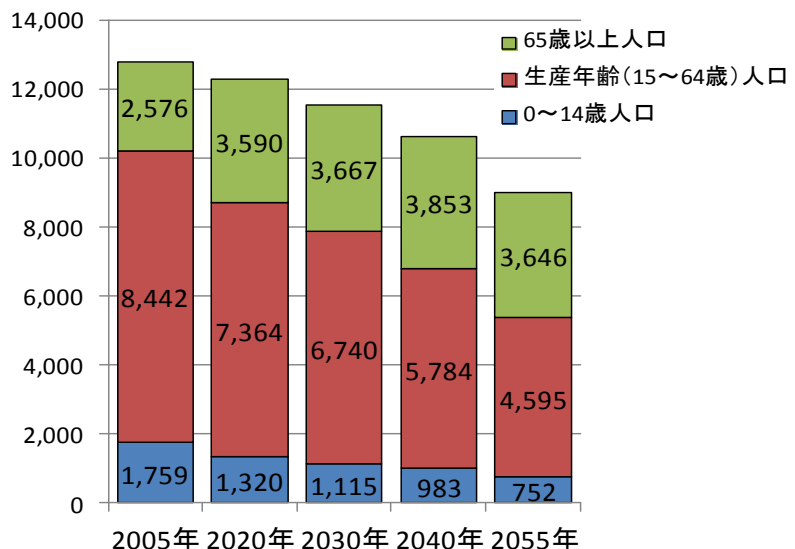
このように日本社会の構造は大きく変化し、労働力人口の減少など、将来にわたり、日本社会が活力ある社会を維持できるのか危惧されています。（グラフ1参照）

（グラフ1） 日本の総人口の推移と年齢による人口構成

#### \*5 日本の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口（平成18年（2006年）12月推計）」のうち、いずれも出生中位の場合の推定値を使用した。

- 出生数：1年間に生まれる子供の数
- 高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合
- 生産年齢人口：総人口に占める15歳～64歳の人口



出典：国立社会保障・社会問題研究所「日本の将来推計人口」から作成

## 2 外国人登録者数の推移

日本における外国人登録者数は、約213万4千人（平成22年（2010年）末）に上ります。これは、これまで登録者数の最も多かった平成20年（2008年）末に比べ約8万3千人の減少となっているものの、10年前の約168万6千人（平成12年（2000年）末）に比べ約44万8千人、1.3倍の増加となり、総人口の約1.7%を占めています。

平成20年（2008年）後半のリーマンショックなどの影響による日本経済の停滞を反映し、外国人登録者数は2年続けて減少となりました。また、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災やこれに伴う福島第一原子力発電所の放射性物質放出事故などの影響で、海外に一時帰国した外国人もいます。その結果、平成23年（2011年）9月末の外国人登録者数は、約208万9千人と平成22年（2010年）末と比べ約4万5千人減少しました。

こうした事情はあるものの、今後もますます海外との関わりが増えることから、外国人登録者数は、短期的には横ばい状況が続き、中長期的には増加するものと考えられます。また、国籍別に見ると、平成22年（2010年）末の外国人登録者の国籍は191か国に及びます。中でも中国の登録者が約68万7千人で全体の32.2%と最も多く、前年に比べ約7千人増加しています。次いで、韓国・朝鮮が約56万6千人と26.5%を占めています。以下、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国の順となっています。（表1参照）

（表1）

### 外国人登録者数の推移

（平成22年12月末現在）

| 国 籍<br>（出身地） | 平成12年<br>（2000年） | 平成22年<br>（2010年） |
|--------------|------------------|------------------|
| 総 数          | 1,686,444        | 2,134,151        |
| 中 国          | 335,575          | 687,156          |
| 構成比（%）       | 19.9             | 32.2             |
| 韓国・朝鮮        | 635,268          | 565,989          |
| 構成比（%）       | 40.9             | 26.5             |
| ブラジル         | 254,394          | 230,552          |
| 構成比（%）       | 15.1             | 10.8             |
| フィリピン        | 144,871          | 210,181          |
| 構成比（%）       | 8.6              | 9.8              |
| ペ ル ー        | 46,171           | 54,636           |
| 構成比（%）       | 2.7              | 2.6              |
| 米 国          | 44,856           | 50,667           |
| 構成比（%）       | 2.6              | 2.4              |
| そ の 他        | 225,308          | 334,970          |
| 構成比（%）       | 13.4             | 15.7             |

出典：法務省在留外国人統計から作成



### 3 外国人の定住化

日本における外国人登録者を在留資格（目的）別に見ると、平成22年（2010年）末では、永住者が約56万5千人と一番多く、次に特別永住者(\*6)の約39万9千人となります。

在留資格者のうち、永住者(\*7)、日本人や永住外国人の配偶者等(\*8)、定住者(\*9)を総計すると平成12年（2000年）末は約66万9千人でした。しかし、平成22年（2010年）末には、約97万6千人の外国人が定住を目的として日本に在住しており、その数が増加していることが分かります。

この定住化の原因の一つには、平成2年（1990年）の出入国管理及び難民認定法の改正によりブラジルやペルーなどからの日系人の入国条件が緩和されたため、定住者の数が増加したことが挙げられます。また、文部科学省の外国人留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」などもあり、中国をはじめとするアジアの国々からの「外国人研修・技能実習制度」(\*10)による受入れが拡大しています。こうした日本企業の事情により外国人研修生などを多く雇用していることなども定住化に影響を与えたと思われま

#### \*6 特別永住者

終戦（昭和20年（1945年）9月2日）以前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約（昭和30年（1952年））の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫であり、在留期間及び在留活動に制限はない。

#### \*7 永住者

法務大臣が永住を許可した者であり、在留活動に制限はない。永住許可の要件は、①素行が善良であること、②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることとされている。原則として引き続き10年以上在留していることが必要とされる。

#### \*8 日本人や永住者の配偶者等

「日本人の配偶者等」は日本人の配偶者・実子・特別養子、「永住者の配偶者等」は永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子。いずれも在留期間は5年、3年、1年もしくは6月で、在留活動に制限はない。

#### \*9 定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し居住を認める者であり、日系3世、中国残留邦人、インドシナ難民などがこれに該当する。在留期間は5年、3年、1年もしくは6月又は5年を超えない個々に指定する期間で、在留活動に制限はない。

#### \*10 外国人研修・技能実習制度

- 技能実習1号：講習による知識習得活動及び雇用契約に基づく技能等修得活動
- 技能実習2号：技能実習1号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等の習熟するため、雇用契約に基づき習得した技能等を要する業務に従事する活動
- 在留資格は「技能実習」となり、実習期間は、1号、2号の期間を合わせて最長3年である。

### Ⅲ 本県の多文化共生の現状と課題

#### 1 本県の現状

##### 現状 1

#### 外国人登録者数の推移

##### ① 本県の外国人登録者

本県における外国人登録者数は、12万3,137人（平成22年（2010年）末）です。これは、県人口の約1.7%を占めており、県民の約58人に1人が外国人ということになります。10年前の81,898人（平成12年（2000年）末）と比べると、約1.5倍に増加しています。全国的に見ると、外国人登録者数は都道府県で第5位の多さです。（表2参照）

また、県内に在住する外国人の出身国について見ると、国の数は149か国と幅広く、国籍別では中国（48,419人（県内に在住する外国人の39.3%を占める。））が最も多く、次いで韓国・朝鮮（19,473人（15.8%））、フィリピン（16,675人（13.5%））、ブラジル（10,462人（8.5%））、ペルー（4,371人（3.5%））となっています。（グラフ2参照）

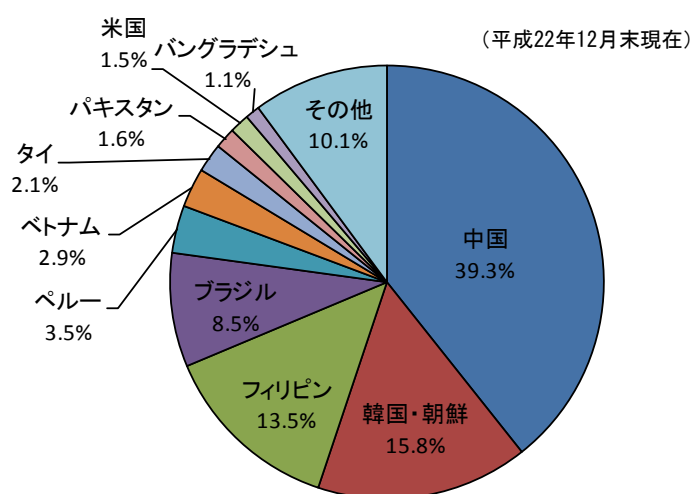
（表2）  
外国人登録者数（都道府県別）  
（平成22年12月末現在）

| 総計    | 2,134,151 |
|-------|-----------|
| 1 東京  | 418,012   |
| 2 大阪  | 206,951   |
| 3 愛知  | 204,836   |
| 4 神奈川 | 169,405   |
| 5 埼玉  | 123,137   |
| 6 千葉  | 114,254   |

|       |       |
|-------|-------|
| 45 鳥取 | 4,173 |
| 46 秋田 | 4,061 |
| 47 高知 | 3,460 |

出典：  
法務省在留外国人統計から作成

（グラフ2）  
国籍別外国人登録者数（埼玉県）  
（平成22年12月末現在）



出典：法務省在留外国人統計から作成

10年前の平成12年（2000年）末と比べると、中国が27,222人、韓国・朝鮮が1,796人、フィリピンが6,616人の増加となっており、中国が抜きんできて増えていることが分かります。（表3参照）

（表3）

国籍別の外国人登録の状況（埼玉県：上位）

|       | 平成12年末 | 平成22年末 | 増減数    |
|-------|--------|--------|--------|
| 中国    | 21,197 | 48,419 | 27,222 |
| 韓国・朝鮮 | 17,677 | 19,473 | 1,796  |
| フィリピン | 10,059 | 16,675 | 6,616  |
| ブラジル  | 12,831 | 10,462 | ▲2,369 |
| ペルー   | 3,800  | 4,371  | 571    |
| ベトナム  | 1,622  | 3,606  | 1,984  |
| タイ    | 1,903  | 2,644  | 741    |

出典：法務省在留外国人統計から作成

## ② 市町村の外国人登録者

県が平成22年（2010年）末に調査した市町村別外国人登録者数では、川口市が22,075人（平成23年（2011年）10月に合併した鳩ヶ谷市の外国人登録者を含む。）と最も多く、次いでさいたま市の17,507人となっています。住民に対する外国人の構成比は、蕨市が5.2%と最も多く、次いで川口市の3.9%となっています。（表4参照）

（表4） 外国人が多い市町村

| 市町村名    | 外国人登録者数 |
|---------|---------|
| 1 川口市   | 22,075  |
| 2 さいたま市 | 17,507  |
| 3 草加市   | 4,843   |
| 4 川越市   | 4,714   |
| 5 越谷市   | 4,644   |
| 6 戸田市   | 4,494   |
| 7 所沢市   | 4,283   |
| 8 蕨市    | 3,713   |
| 9 熊谷市   | 2,882   |
| 10 朝霞市  | 2,863   |

住民のうち外国人の割合が多い市町村

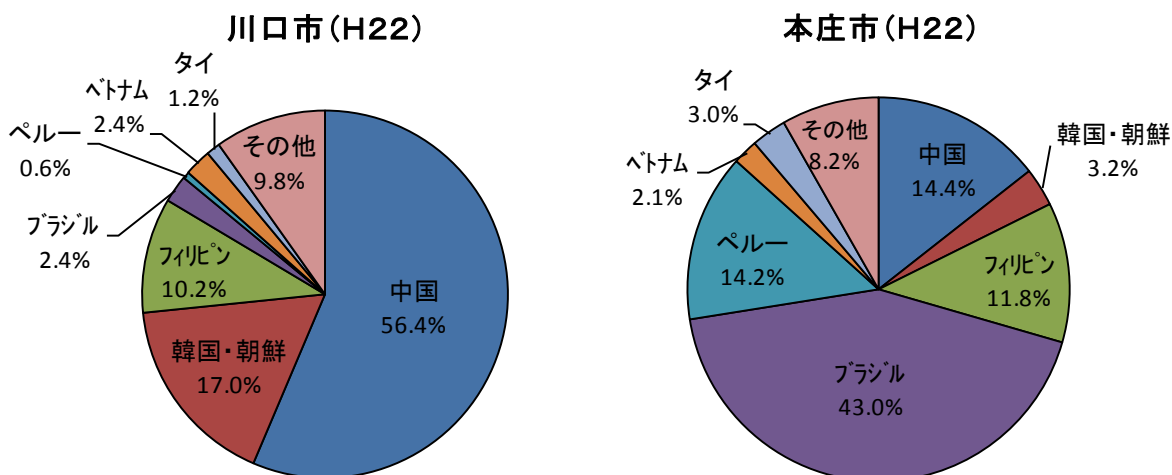
| 市町村名   | 割合   | 外国人登録者数 | 国勢調査<br>22.10.01 |
|--------|------|---------|------------------|
| 1 蕨市   | 5.2% | 3,713   | 71,502           |
| 2 川口市  | 3.9% | 22,075  | 561,506          |
| 3 戸田市  | 3.7% | 4,494   | 123,079          |
| 4 上里町  | 3.6% | 1,105   | 30,998           |
| 5 本庄市  | 3.0% | 2,493   | 81,889           |
| 6 八潮市  | 2.9% | 2,366   | 82,977           |
| 7 和光市  | 2.3% | 1,873   | 80,745           |
| 8 朝霞市  | 2.2% | 2,863   | 129,691          |
| 9 三郷市  | 2.1% | 2,822   | 131,415          |
| 10 神川町 | 2.1% | 304     | 14,470           |

出典：県国際課調査（平成22年12月末）

各市町村に登録している外国人を国籍別に比較すると、国籍によっては地域的に偏在しています。県南部の川口市と県北部の本庄市で比較すると、中国は川口市では56.4%、本庄市では14.4%、韓国・朝鮮は川口市では17.0%、本庄市では3.2%です。一方で、ブラジルは川口市では2.4%、本庄市では43.0%、フィリピンは川口市では10.2%、本庄市では11.8%、ペルーは川口市では0.6%、本庄市では14.2%となります。このように、地域によって外国人の在住地域が異なっていることが分かります。（グラフ3参照）

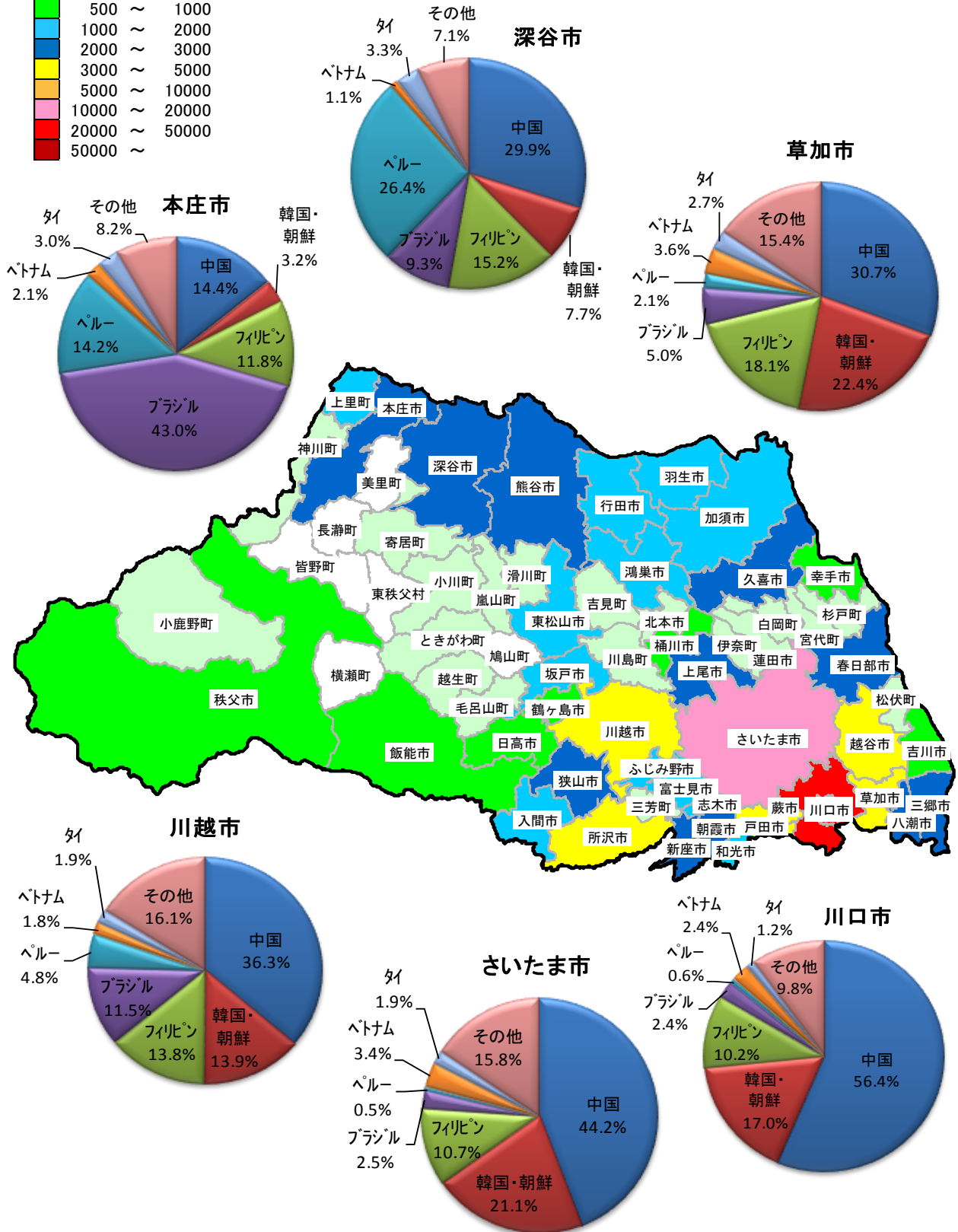
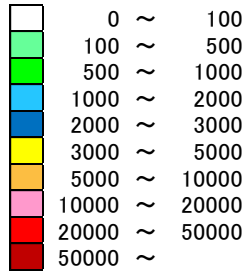
次のページでは、各地域の外国人の国籍別在住状況を示します。

（グラフ3）



出典：県国際課調査（平成22年12月末）

# 県内各地域における外国人国籍別在住状況



\* 外国人登録者数

出典：県国際課調査（平成22年12月末）

## 現状 2

### 外国人相談の増加

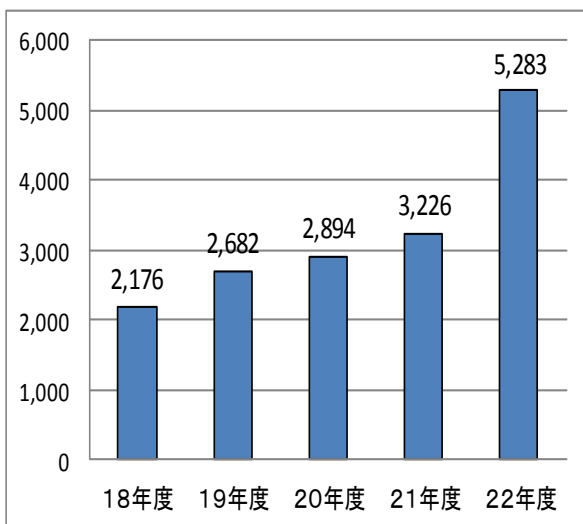
本県における外国人相談は、外国人の増加に伴い、外国人住民からの相談も増えており、その相談内容も多岐にわたっています。平成22年（2010年）4月にリニューアルオープンした「外国人総合相談センター埼玉」(\*11)では、平成22年度（2010年度）の相談件数が5,283件に上っています。この相談件数は、平成18年度（2006年度）の2,176件に比べ約2.4倍に増えています。（グラフ4参照）

また、相談内容は、在留資格、帰化など、出入国や国籍に関する相談が多く寄せられています（43.1%）。次いで、仕事又は労働（12.2%）、医療、福祉又は年金（8.8%）に関することと多岐にわたっています。このように、複雑化・深刻化する相談に対応するためには、法務省東京入国管理局や社会保険労務士会などの関係機関との連携を密にして情報共有を進めるとともに、意見交換を重ねていく必要性があります。現在、外国人総合相談センター埼玉では、埼玉弁護士会との連携を加え、一般生活相談と共に、出入国や国籍に関する相談、労働問題や法律問題の相談にもワンストップで対応できるようになり、利用者へのサービス向上を図っています。（グラフ5参照）

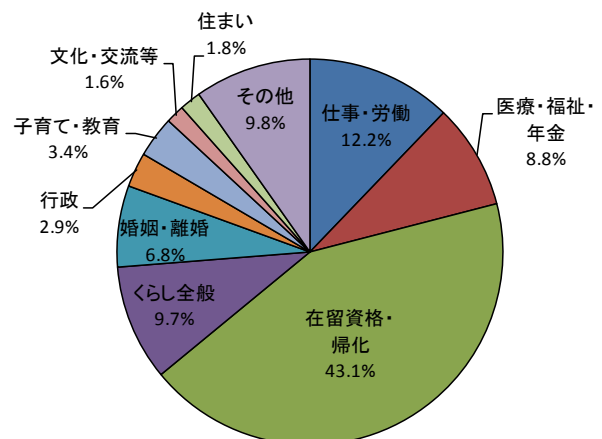
#### \*11 外国人総合相談センター埼玉

日本語能力が十分でない外国人住民を対象とした多言語による相談・情報提供の窓口。相談は、様々な国籍の外国人住民から生活、出入国・国籍、労働、法律などの多分野にわたっており、8言語で専門家なども配備し相談に対応している。

（グラフ4） 相談件数の推移



（グラフ5） 相談の内容（平成22年度）



出典：県国際交流協会資料から作成

### 現状 3

## 外国人の定住化

本県における外国人登録者を在留資格別で見ると、平成22年（2010年）末で、永住者が39,604人、日本人の配偶者等が14,900人、永住者の配偶者等が1,689人、定住者が13,104人となり、総計で69,297人です。これは、10年前の総数42,468人（平成12年（2000年）末）に比べて約2万7千人の増加となり、約1.6倍になったことが分かります。（表5参照）

一方、特別永住者は、11,184人が9,838人に減少しています。

（表5）

外国人定住化の傾向（埼玉県）

| 在留資格     | 平成12年末   |        | 平成22年末  |        |       |
|----------|----------|--------|---------|--------|-------|
|          | 登録者数     | 割合 (%) | 登録者数    | 割合 (%) |       |
| 定住化する外国人 | 42,468   | 51.9%  | 69,297  | 56.3%  |       |
| 内<br>訳   | 永住者      | 9,757  | 11.9%   | 39,604 | 32.2% |
|          | 日本人の配偶者等 | 19,545 | 23.9%   | 14,900 | 12.1% |
|          | 永住者の配偶者等 | 395    | 0.5%    | 1,689  | 1.4%  |
|          | 定住者      | 12,771 | 15.6%   | 13,104 | 10.6% |
| 特別永住者    | 11,184   | 13.7%  | 9,838   | 8.0%   |       |
| その他      | 28,246   | 34.5%  | 44,002  | 35.7%  |       |
| 外国人登録者総数 | 81,898   | 100.0% | 123,137 | 100.0% |       |

出典：法務省在留外国人統計から作成



## 2 本県の多文化共生を進めるに当たっての課題

### ■ 三つの壁

外国人住民が増えていくことに伴い、教育、就労、医療、住宅、防災、防犯など様々な分野で外国人住民への対応の遅れが明らかになっていきます。そうした事情を多文化共生社会づくりを進める上での解決すべき課題として、「ことばの壁」、「制度の壁」、「こころの壁」の三つの壁に区分しました。

#### 課題 1

### ことばの壁

外国人住民の中には、日本語能力が十分でない人も多くいるため、日本語が理解できないことや情報が正確に伝わらないことにより誤解が生じることがあります。

#### 課題 2

### 制度の壁

外国人住民も住民である以上、日本人と同様に教育、就労、医療、住宅、防災、防犯など、様々な分野でサービスが受けられることが必要となっています。外国人住民の中には、生活する上での制度を知らない、理解していないことなどを理由に必要なサービスを受けていない人もいます。

#### 課題 3

### こころの壁

日本人の側では、相手が外国人住民であると距離を置いたり、コミュニケーションが不足したりしてしまう場合があります。

一方、外国人住民も日本の文化や生活習慣の違いから、日本人との積極的な関わりを避ける人もいます。日本人と外国人住民の双方が共に社会を担うパートナーとしてお互いを理解し合うことが必要となっています。



## IV プランの基本的な考え方

### 基本目標

「日本人と外国人住民が地域社会を支え、  
共に歩む県づくり」

本県は、今後更に少子高齢化が進んでいくものと思われます。また、人口構成においても生産年齢人口の割合が減り、高齢者が多くなっていく傾向にあります。一方で、外国人は永住化、定住化が進み、外国人住民の数は全体として増加するものと考えられます。

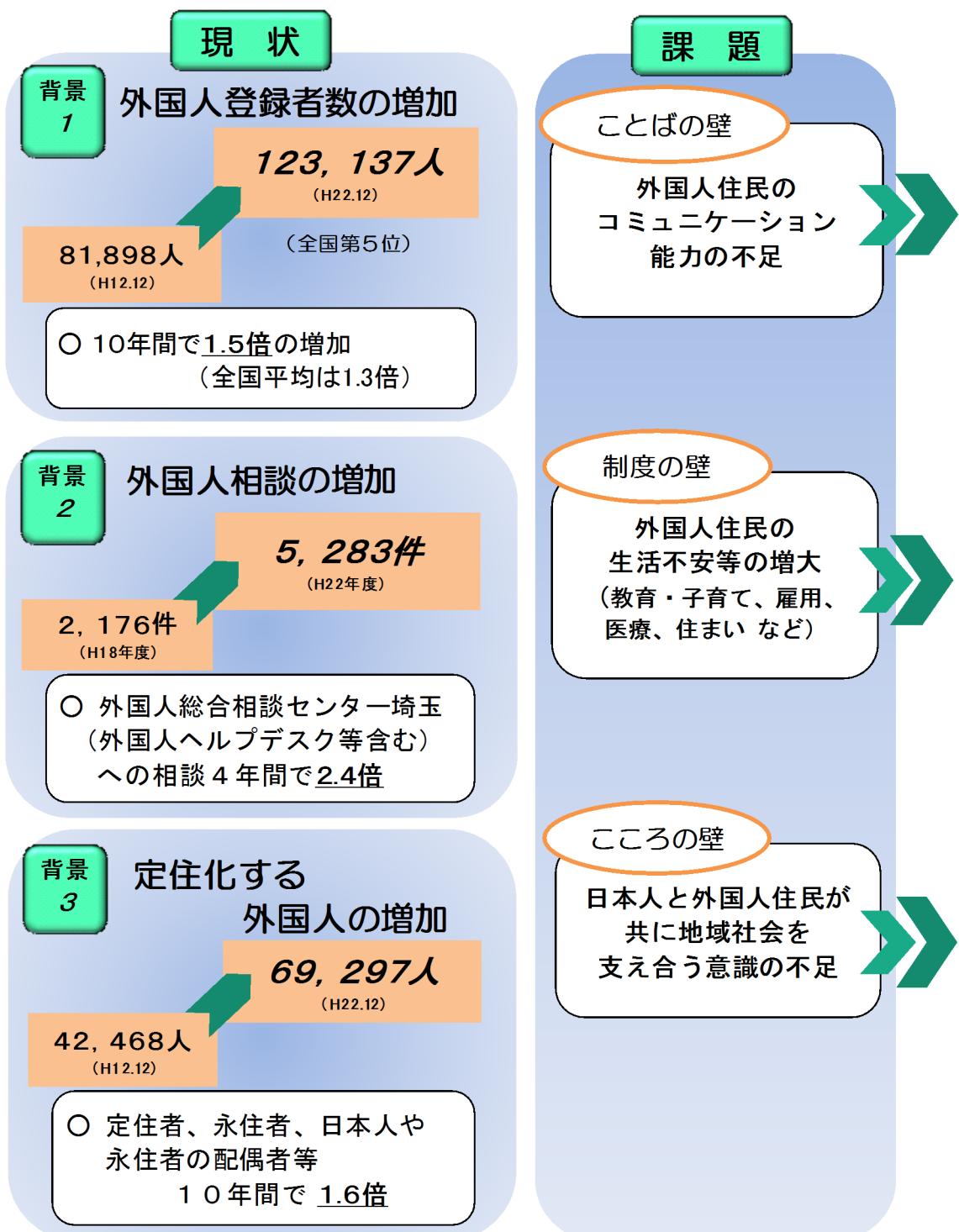
こうした状況の中、本県がこれまでのような活力ある地域社会を維持していくためには、外国人住民に対する視点を変えていく必要があります。一方的に行政やN G O、ボランティアが支援をするという視点から、外国人住民も社会を構成する一員であり、その才能を発揮し社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要となります。

そこで、県では、外国人住民の自立を支援するとともに、社会参画を促進し、日本人と外国人住民がお互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し共に地域を支え合う、活力ある豊かな社会づくりを進めていきます。

## V 多文化共生推進施策の展開

本県が目指す多文化共生社会を実現するため、当プランでは三つの壁を取り除くため、三つの基本的な取組に沿った施策を展開します。

また、高度な専門知識や技術、ノウハウを持った研究者、技術者、設計者、法務・会計・経営のスペシャリストなどの高度外国人材の積極的な活用を図る施策を併せて展開します。



## 取組

### ①「ことばを学んでもらう」 —コミュニケーション能力の向上—

- 日本語学習の支援
  - ・日本語学習の啓発支援
  - ・外国人児童生徒への日本語指導

### ②「制度を知ってもらう」 —外国人住民の生活不安の軽減—

- 「外国人総合相談センター埼玉」の充実
  - ・専門家との連携（弁護士、社会保険労務士 など）
  - ・多言語による相談や情報提供
- 生活ルールの徹底
  - ・生活ルール等のオリエンテーションの実施促進

### ③「自立・社会参加と多文化パワーの活用」 —外国人住民の地域参加支援と高度外国人材の活用—

- 外国人キーパーソンの育成
  - ・在学期間の長い外国人住民を地域のキーパーソンとして育成する
- 地域活動デビュー支援
  - ・NGO団体などを活用し地域活動への参加を促す
- 海外からの高度人材受け入れ態勢の充実
  - ・外国人学校の充実、家族向けの日本語学習の啓発や情報提供
- 外国人留学生に対する就職支援
  - ・外国人留学生と県内企業の交流の促進

日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり

# 新たな埼玉県多文化共生推進プラン施策体系

## 1 ことばを学んでもらう — コミュニケーション能力の向上 —

### 施策 (2)

### 取組 (4)

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ① 日本語学習の啓発と支援      | ア 日本語学習の啓発や情報提供        |
|                    | イ 外国人看護師候補者日本語習得支援     |
| ② 外国人児童生徒などへの日本語指導 | ア 帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート |
|                    | イ 多文化共生推進委員の配置         |

## 2 制度を知ってもらう — 外国人住民の生活不安の軽減 —

### 施策 (14)

### 取組 (43)

#### (1) ルールを知る・相談する

|                      |                                      |
|----------------------|--------------------------------------|
| ① 多言語などによる行政・生活情報の提供 | ア 埼玉県外国人の生活ガイド情報更新                   |
|                      | イ 県ホームページの多言語化の推進                    |
|                      | ウ 図書館における海外資料サービス及び多言語情報の推進          |
|                      | エ 行政情報の多言語化及びルビ振り表記の推進               |
|                      | オ 道路案内標識の整備                          |
|                      | カ 県有施設などにおける案内表示などのローマ字・英語併記、ルビ振りの推進 |
|                      | キ 外国語による観光案内情報の提供                    |
|                      | ク エスニックメディアへの情報提供                    |
| ② 日本社会のルールなどに関する啓発   | ア 日本の文化や生活ルールなどのオリエンテーション実施の促進       |
| ③ 外国人住民に対する相談体制の充実   | ア 外国人総合相談センター埼玉                      |
|                      | イ 外国人相談員支援                           |
|                      | ウ 相談事例の情報提供                          |

#### (2) 子どもを育てる

|                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| ① 教育制度の周知と就学の促進      | ア 高校進学ガイダンス                 |
|                      | イ 外国人特別選抜                   |
|                      | ウ 不就学の実態調査                  |
| ② 外国人児童生徒などに対する教育の充実 | ア 帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート (再掲) |
|                      | イ 多文化共生推進委員の配置 (再掲)         |
|                      | ウ 多文化共生の視点を取り入れた教員研修の実施     |

#### (3) 安定して働く

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ① 企業に対する啓発          | ア 労働相談の推進           |
|                     | イ 企業向け労働セミナーの開催     |
| ② 外国人労働者に対する情報提供や啓発 | ア 労働相談の推進 (再掲)      |
|                     | イ 外国人も参加しやすい技能講習の開催 |
|                     | ウ 外国人への創業・ベンチャーの支援  |
|                     | エ 外国人看護師候補者就業研修支援   |

#### (4) 病気や事故に備える

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ① 公的医療保険に関する啓発や情報提供 | ア 企業向け労働セミナーの開催 (再掲) |
| ② 医療・保健・福祉における多言語対応 | ア 専門的通訳ボランティアの養成     |
|                     | イ 外国人DV被害者のための支援     |
|                     | ウ エイズ即日検査依頼書の英語版の作成  |
|                     | エ 精神保健福祉法定書類などの多言語化  |
|                     | オ 外国人受診患者に係る通訳対応     |
|                     | カ 外国語が通じる医療施設の情報提供   |

#### (5) 住まいを探す

|                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| ① 住まいに関する情報提供や相談体制の充実 | ア 外国人住まいサポート              |
|                       | イ 多言語による県営住宅の入居者募集などの情報提供 |
| ② 不動産業界に対する啓発         | ア 不動産業界に対する啓発             |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>(6) 災害に備える</b>      |  |
| ① 地域防災計画による体制整備        | ア 防災訓練情報の提供<br>イ 地域防災計画などにおける外国人住民対策の位置づけの促進<br>ウ 災害ボランティア派遣体制の整備  |
| ② 多言語などによる災害情報の提供      | ア 災害ボランティアの育成<br>イ 災害時多言語情報センターの設置<br>ウ やさしい日本語や多言語による災害情報の伝達体制の整備<br>エ 分かりやすい防災情報の発信<br>オ 避難所会話セットの提供<br>カ 多言語による防災ハンドブックの作成・配布 |
| <b>(7) 犯罪・交通事故から守る</b> |  |
| ① 多言語などによる安全・安心情報の提供   | ア 外国人共生対策支援専門員の配置<br>イ 多言語による防犯情報の提供<br>ウ 非行防止教室の開催<br>エ 多言語による交通安全の普及・啓発  |

**3 自立・社会参加と多文化パワーの活用** — 外国人住民の地域参加支援と高度外国人材の活用 —

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>施策(9)</b>            | <b>取組(16)</b>  |
| <b>(1) 外国人住民の地域参加支援</b> |  |
| ① 多文化共生に関する啓発           | ア 多文化共生推進委員の配置(再掲)<br>イ 語学指導助手などの招致<br>ウ 多文化共生の普及・啓発<br>エ 埼玉グローバル賞の表彰          |
| ② 交流機会の拡大               | ア 語学指導助手などの招致(再掲)<br>イ ワンナイトステイ  |
| ③ 多文化共生の拠点づくり           | ア 国際協力県民プラザの充実<br>イ 市町村における多文化共生の拠点づくりの促進<br>ウ 多文化共生推進指定校の設置                   |
| ④ 外国人住民の要望や意見の聴取        | ア 埼玉県外国人住民県政モニターの設置<br>イ 多言語による「知事への提言」の実施<br>ウ 市町村における外国人住民の意見を反映させる仕組みづくりの支援 |
| ⑤ キーパーソンを通じた地域づくり       | ア キーパーソンを活用した地域づくり   |
| ⑥ 外国人住民の地域活動への参加促進      | ア 外国人地域活動デビュー支援  |
| <b>(2) 多文化パワーの活用</b>    |  |
| ① 外国人住民の人材活用            | ア キーパーソンを活用した地域づくり(再掲)<br>イ 外国人への創業・ベンチャーの支援(再掲)<br>ウ グローバル人材埼玉ネットワークの活用       |
| ② 高度外国人材の受入態勢の整備        | ア 外国人学校などの整備<br>イ 日本語学習の啓発や情報提供(再掲)  |
| ③ 外国人留学生などに対する就職支援      | ア 留学生就職支援交流会の開催<br>イ 企業・留学生を対象としたセミナーの開催<br>ウ 外国人看護師候補者就業研修支援(再掲)              |

| 基本的な取組              | 施策数 | 取組数 |
|---------------------|-----|-----|
| 1 ことばを学ぶ            | 2   | 4   |
| 2 制度を知る             | 14  | 43  |
| 3 自立・社会参加と多文化パワーの活用 | 9   | 16  |
| 合計                  | 25  | 63  |

## ● 基本指標

### 基本指標1

#### ◆ 外国人の支援を行うボランティアの登録者数

現状値 4,697人  
平成22年度末



目標値 6,700人  
平成28年度末

外国人住民が自立し、社会参加していくためには、地域社会を構成する住民がボランティアとして日本語教室で指導するなどの自立支援を行うことが大変重要です。外国人住民を支援するボランティアは、多文化共生を進めるための大きな原動力となっています。

本県では、このボランティア登録者数を平成22年度（2010年度）から約2,000人増やすことを目指しています。

### 基本指標2

#### ◆ 彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク加盟団体数

現状値 194団体  
平成22年度末



目標値 314団体  
平成28年度末

行政のみならず、民間レベルで外国との交流や協力を進めていくことは、日本が世界に向き合い、国際化を目指していくためには欠かせません。

県内においてもこうした地道な活動を行うNGOや企業などの団体が増えていくことは、本県の国際化にとって重要となります。

本県では、こうした団体の数を現在の194団体から毎年24団体を増やし、平成22年度（2010年度）から計120団体増やすことを目指しています。

## ● 基本的な取組 1

### ことばを学んでもらう

#### ーコミュニケーション能力の向上ー

国籍や民族の異なる人々が地域づくりのパートナーとして共に生活していくためには、互いにコミュニケーションができることが必要です。コミュニケーションに使われる言語は日本語が基本となりますが、外国人住民の中には日本語能力が十分でない人も多くいます。

そこで、「ことばの壁」を取り除くため、外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習するよう啓発するとともに、自立して生活できるよう学習機会の提供を促進します。

#### ① 日本語学習の啓発と支援

市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、日本語学習の必要性やメリットなどについて啓発するとともに、日本語学習に関する情報を提供します。また、その後も継続的に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校（小・中・高校）、自治会などと連携を図りながら、日本語学習を啓発するとともに、学習機会の提供を促進します。

#### ア：日本語学習の啓発や情報提供

市町村と連携して、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、日本語教室の開催情報と参加を呼びかけます。また、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などを通じて日本語学習の啓発を行うとともに、学習機会の提供を働きかけます。

さらに、日本語学習を支えている地域の日本語教室のボランティアの資質向上を図るため、多文化共生社会の担い手となるキーパーソンと連携して研修会などを開催します。

【担当課：国際課】

**イ : 外国人看護師候補者日本語習得支援**

経済連携協定（EPA）(\*12)によって来日し、県内の病院で研修中の外国人看護師候補者の日本語能力向上を図るため支援します。【担当課：医療整備課】

**② 外国人児童生徒などへの日本語指導**

職員定数に上乗せして配置される加配教員、市町村教育委員会、県国際交流協会、NGO、大学などとの連携により、学校の授業内容を理解できる程度の日本語能力の習得を目標に、外国人児童生徒などへの日本語指導を行います。

**ア : 帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート**

帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置します。ポルトガル語やスペイン語、中国語のニュースレターを発行して情報提供を行います。【担当課：義務教育指導課、高校教育指導課】

**イ : 多文化共生推進委員の配置**

県立高校定時制課程などに多文化共生推進委員を配置し、外国人生徒への日本語指導、適応指導、教育相談などを実施するとともに、外国人生徒と日本人生徒との相互理解を深め、多文化共生精神を育成します。

【担当課：高校教育指導課】

**\*12 経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）／自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）**

2以上の国が関税の撤廃や制度の調整などによる相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるもので、物やサービスの貿易を自由にする協定をFTAという。

FTAの内容を含みつつ、市場制度や経済活動など、幅広く経済的な関係を強化する協定をEPAという。



## ● 基本的な取組 2

### 制度を知ってもらう

— 外国人住民の生活不安の軽減 —

外国人住民が地域の構成員として地域づくりのパートナーとなるためには、安心・安全に自立した生活ができることが前提となります。そのためには、日本人と同様に必要なサービスを受けられることが求められます。

そこで、「制度の壁」を取り除くため、教育、就労、医療、住宅、防災、防犯など、様々な分野でサービスを提供し、外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう支援します。

#### (1) ルールを知る・相談する

外国人住民も日本人と同様に生活するためには、行政サービス、生活に関する情報、地域の生活ルールなどが伝わらなければなりません。日本語能力が十分でない外国人住民に対しては、ルビを振ったり、日本語能力試験N4、N5(\*13)程度の理解しやすい表現に置き換えたりするなどやさしい日本語や多言語による情報提供を推進し、困ったときには多言語で相談できる体制の充実を図っていく必要があります。

##### ① 多言語などによる行政・生活情報の提供

市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、行政サービスや生活に関する情報、地域のイベント情報、観光情報などを多言語で提供します。日本語での表記についても、やさしい日本語を活用し、外国人住民に配慮した工夫を行います。

その際、県や市町村の窓口のみならず、多文化共生社会の担い手となるキーパーソン、エスニックメディア(\*14)、企業、大学、学校、公民館、図書館、自治会などを通じ、効果的に情報の提供を行います。また、紙媒体だけではなく、インターネットや携帯電話などの活用も図っていきます。

##### \*13 日本語能力試験N4、N5

(財)日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験におけるレベルのことをいう。N4は、日常生活に役立つ会話ができ、簡単な文章が読み書きできる能力、N5は、簡単な会話ができて、平易な文又は短い文章が読み書きできる能力とされている。

##### \*14 エスニックメディア

母国語で書かれた外国人住民向けの新聞・雑誌などをいう。

道路や公共交通機関、公共施設の案内標識については、関係機関と連携を図りながら、ルビ振りやローマ字・英語併記、絵文字を活用した分かりやすい表記などを促進します。

**ア： 埼玉県外国人の生活ガイド情報更新**

外国人住民向けに多言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語）で、生活情報や各種行政情報を提供している「埼玉県外国人の生活ガイド」の情報更新を行い、県ホームページに掲載します。【担当課：国際課】

**イ： 県ホームページの多言語化の推進**

県ホームページにおける外国人住民に関係するページの多言語化を推進します。【担当課：国際課、広聴広報課】

**ウ： 図書館における海外資料サービス及び多言語情報の推進**

海外資料の図書、雑誌・新聞、パンフレットなどの資料を収集し、市町村立図書館との連携による海外資料サービスを提供するとともに、図書館ホームページの情報の多言語化を推進します。【担当課所：生涯学習文化財課、県立図書館】

**エ： 行政情報の多言語化及びやさしい日本語表記の推進**

県民向けの行政情報資料の多言語化及びやさしい日本語表記を推進します。【担当課：各部局、国際課】

**オ： 道路案内標識の整備**

道路案内標識については、道路標識設置基準に基づき道路交通の円滑化を図るため、一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するとともに、国際化に対応して、案内標識に表示する目標地には原則としてローマ字併用表示を実施します。

【担当課：道路環境課】

**カ : 県有施設などにおける案内表示などのローマ字・英語併記、ルビ振りの推進**

県有施設などにおける看板や案内表示などのローマ字・英語併記又はルビ振りを推進します。

【担当課所：管財課、県有施設管理者】

**キ : 外国語による観光案内情報の提供**

ホームページや冊子による外国人向けの観光案内情報を提供します。【担当課：観光課】

**ク : エスニックメディアへの情報提供**

エスニックメディアへ行政情報を提供します。

【担当課：国際課】

**② 日本社会のルールなどに関する啓発**

市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、日本の文化や習慣、社会制度、住民としての義務、地域の生活ルールなどについてオリエンテーションを行えるようマニュアルを充実します。また、その後も継続的に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などと連携を図りながら、地域の生活ルールなどを外国人住民に啓発します。

**ア : 日本の文化や生活ルールなどのオリエンテーション実施の促進**

市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、外国人住民に対し日本の文化や地域の生活ルールなどについてオリエンテーションが行えるようマニュアルを充実します。【担当課：国際課】

### ③ 外国人住民に対する相談体制の充実

「外国人総合相談センター埼玉」を県国際交流協会と連携して充実させるとともに、各市町村にも身近な相談窓口が設置されるよう促進します。また、県全体の外国人相談の水準を向上させるため、県や市町村、NGOの外国人相談を担当する相談員を対象に研修を行います。

#### ア：外国人総合相談センター埼玉

多言語による生活相談・情報提供や公共機関の窓口などにおける電話通訳を実施するとともに、専門家と連携し、電話や対面で専門相談を行います。【担当課：国際課】

#### イ：外国人相談員支援

市町村で気軽に相談が受けられるよう、外国人相談を担当する相談員のための研修会を実施するとともに、外国人住民に相談窓口の周知を行います。【担当課：国際課】

#### ウ：相談事例の情報提供

外国人住民が困ったときに、自己解決できるよう外国人相談窓口で受けた相談事例をホームページなどに多言語で掲載します。【担当課：国際課】

## (2) 子どもを育てる

外国人の子どもは、公立小・中学校に入学することができますが、日本語が話せないことや授業が分からないことなどが原因となり、学校に通わなくなることもあります。また、学校に通っていても、授業内容を理解できる程度の日本語能力を習得することは難しいため、高校への進学率は日本人に比べ非常に低くなっています。このため、外国人住民に対し日本の教育制度の周知と就学の促進を進めるとともに、外国人児童生徒に対する教育の充実を図っていく必要があります。

① 教育制度の周知と就学の促進

市町村や市町村教育委員会と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、多言語で日本の教育制度全般について周知します。あわせて、義務教育を受けるべき年齢の子どもたちの不就学については、まずその実態を調査し分析した上で就学促進策を講じます。また、外国人住民の中学生については、生徒が将来を見据えて適切な進路を選択できるよう、進路指導の充実を図るとともに、高校進学説明会などにより進学を支援します。

ア： 高校進学ガイダンス

日本語を母語としない外国人生徒の高校進学を支援するため、多言語による進学説明パンフレットを作成するとともに、進学説明・相談会を開催します。【担当課：国際課】

イ： 外国人特別選抜

県立高校6校で外国人特別選抜を実施します。  
【担当課：高校教育指導課】

ウ： 不就学の実態調査

学校に通っていない不就学の子どもの実態を把握するため市町村と連携して調査を実施します。  
【担当課：国際課、小中学校人事課】

② 外国人児童生徒などに対する教育の充実

国際交流員(\*15)などを活用し、県国際交流協会、NGO、大学などの協力を得るとともに、市町村教育委員会を支援し、外国人児童生徒などの学習や相談体制を充実させます。また、必要に応じて、一般の教員に対しても、外国人児童生徒などの指導方法について研修やオリエンテーションを行います。

\*15 国際交流員（CIR: Coordinator for International Relations）

語学指導を行う海外青年招致事業で招致された者で、日本語能力が高く、地方公共団体の国際交流担当部局などで従事しているものをいう。

**ア : 帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート（再掲）**

帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置します。ポルトガル語やスペイン語、中国語のニュースレターを発行して情報提供を行います。

【担当課：義務教育指導課、高校教育指導課】

**イ : 多文化共生推進委員の配置（再掲）**

県立高校定時制課程などに多文化共生推進委員を配置し、外国人生徒への日本語指導、適応指導、教育相談などを実施するとともに、外国人生徒と日本人生徒との相互理解を深め、多文化共生精神を育成します。【担当課：高校教育指導課】

**ウ : 多文化共生の視点を取り入れた教員研修の実施**

多文化共生の視点を取り入れた研修を実施します。

【担当課：国際課、義務教育指導課、高校教育指導課】

**(3) 安定して働く**

外国人労働者についても労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、職業安定法、雇用保険法、健康保険法など）が適用されます。定住者などの在留資格で滞在している日系人や「外国人研修・技能実習制度」により中国などから来日している外国人の労働環境については、低賃金、長時間労働、社会保険の未加入などの課題があります。

**① 企業に対する啓発**

企業に対し、労働関係法令を遵守するよう周知するとともに、商工・経済団体などと連携し、外国人労働者と適切に意思疎通を図ることや日本語学習の機会を提供することについて啓発します。

**ア : 労働相談の推進**

「労働ハンドブック」に外国人労働者の雇用や労働条件に関する解説を掲載し、労使に配布することにより、基本的知識の普及・啓発を実施します。【担当課：勤労者福祉課】

**イ : 企業向け労働セミナーの開催**

商工・経済団体と連携し、企業を対象としたセミナーを開催します。【担当課：国際課、勤労者福祉課】

**② 外国人労働者に対する情報提供や啓発**

外国人住民の就職の難しさや職場におけるトラブルは、日本の習慣や文化に関する知識不足に起因する場合も多くなっています。そこで、就職活動や就業に当たり知っておくべき習慣や日本の企業文化などについて多言語で情報を提供します。また、労働者の権利に関する情報提供や社会保険加入の意義についても啓発します。

**ア : 労働相談の推進（再掲）**

「労働ハンドブック」に外国人労働者の雇用や労働条件に関する解説を掲載し、労使に配布することにより、基本的知識の普及・啓発を実施します。【担当課：勤労者福祉課】

**イ : 外国人も参加しやすい技能講習の開催**

高等技術専門校の技能講習に際しては、オーダーメイド型技能講習において、外国人住民の利用に配慮します。  
【担当課：産業人材育成課】

**ウ : 外国人への創業・ベンチャーの支援**

創業・ベンチャー支援センター埼玉では、外国人住民からの創業相談に適宜対応します。【担当課：産業支援課】



**エ：外国人看護師候補者就業研修支援**

経済連携協定（EPA）によって来日し、県内の病院で研修中の外国人看護師候補者の受入施設の就労研修体制の充実を図ります。【担当課：医療整備課】

**（４）病気や事故に備える**

公的医療保険(\*16)に加入する必要がある外国人住民の中には、保険に加入していない人もいます。保険に加入していない場合、医療費が高額となります。このため、重症になるまで受診せず、更に高額な医療費が発生するという問題があります。したがって、保険に関する啓発や情報提供が必要となります。

また、日本語能力が十分でない外国人住民については、医療機関での受診が円滑に行われない場合があり、多言語による対応が求められます。健康診断、母子保健、感染症対策など保健の面のほか介護など福祉の面でも、同様の対応が必要です。

**① 公的医療保険に関する啓発や情報提供**

市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、公的医療保険の加入のメリットや手続などについて情報提供します。また、企業に対しても、商工・経済団体などと連携し、保険の加入について積極的に啓発します。

**ア：企業向け労働セミナーの開催（再掲）**

商工・経済団体と連携し、企業を対象としたセミナーを開催します。【担当課：国際課、勤労者福祉課】

**\*16 公的医療保険の適用対象**

健康保険の適用事業所に雇用されている外国人労働者とその家族は、健康保険法の適用対象となる。また、在留期間が3か月を超える在留資格をもって住民登録されている者等は、国民健康保険法の適用対象となる。



**② 医療・保健・福祉における多言語対応**

県国際交流協会と連携して、医療・保健・福祉分野における専門的通訳ボランティアを養成し、病院、健康診断、予防接種、介護などの現場に派遣します。外国語が通じる医療施設の情報を県ホームページに掲載します。また、市町村が医療・保健・福祉に関する情報を多言語で提供できるよう支援します。

**ア：専門的通訳ボランティアの養成**

市町村や県国際交流協会の通訳ボランティアなどを対象に、法務・労務や医療・福祉分野で通訳する専門的通訳ボランティアの養成講座を開催します。また、県内医療・福祉機関などからの派遣要請に対し、通訳ボランティアを派遣します。

【担当課：国際課】

**イ：外国人DV被害者のための支援**

外国人DV被害者が公的機関で必要な支援が受けられるよう、民間団体などに通訳を依頼します。

【担当課：男女共同参画課】

**ウ：エイズ即日検査依頼書の英語版の作成**

外国人受診者などの利便性を向上させるため、エイズ即日検査依頼書を英語版で作成します。

【担当課：疾病対策課】

**エ：精神保健福祉法定書類などの多言語化**

県立病院で、入院などの手続き書類を多言語化し、精神保健福祉法定手続きがスムーズに行えるように実施します。

【担当課所：精神医療センター】

**オ：外国人受診患者に係る通訳対応**

県立病院で、外国人患者及びその家族などへの通訳や母国語での紹介状作成を行うなど、外国人患者が安心して受診できるように実施します。

【担当課所：小児医療センター、精神医療センター】

**カ：外国語が通じる医療施設の情報提供**

外国語が通じる医療施設の情報を県ホームページで提供します。【担当課：医療整備課、国際課】

**(5) 住まいを探す**

住宅の賃貸などに関しては、保証人を見つけるのに苦労したり、日本語能力が十分でないため契約書などの内容を十分に理解できないまま契約したりする場合があります。したがって、住まいに関する情報提供や相談体制の充実、不動産業者などに対する啓発が必要となります。

**① 住まいに関する情報提供や相談体制の充実**

県営住宅に関する情報、民間賃貸住宅の借り方や地域の生活ルールに関する情報を多言語で外国人住民に提供します。また、「外国人住まいサポート店」制度の充実を図るなど、外国人住民の住まい探しを支援します。

**ア：外国人住まいサポート**

宅地建物取引業者を「埼玉県外国人住まいサポート店」として登録し、無償で住居に関する情報提供や助言を実施します。また、外国人住民向けに、日本の居住慣習やルールを啓発する多言語版冊子を作成し、配布します。【担当課：国際課】

**イ：多言語による県営住宅の入居者募集などの情報提供**

県営住宅の入居者募集や入居手続の方法などを多言語により情報提供します。【担当課：住宅課】

**② 不動産業界に対する啓発**

不動産業界に対し、外国人の人権や多文化共生について啓発します。

**ア : 不動産業界に対する啓発**

不動産業界の協力を得て、宅地建物取引業者へ多文化共生について啓発します。【担当課：国際課、建築安全課】

**(6) 災害に備える**

日本語能力が十分でないため被害状況や避難場所などに関する情報が得られず、不安と焦りを募らせた外国人被災者が多数いたと震災の度に報道されました。また、文化や生活習慣の違いなどから、避難所において日本人との間で摩擦が生じることもあったということです。したがって、災害発生時には、外国人住民に対する特別な配慮が求められます。また、外国人住民の中には、地震などの災害を経験したことがなく、防災という考え方を理解できない人たちもいるため、十分な啓発が必要です。

**① 地域防災計画による体制整備**

外国人住民向け防災対策について、県の地域防災計画に位置付け、災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置するなど、効果的な対応が可能となる体制を整備します。また、市町村においても地域防災計画に外国人住民向け防災対策を位置付けるよう支援します。

その上で、市町村、県国際交流協会、NGO、自主防災組織などと連携を図るとともに、エスニックメディアなども活用しながら、平常時から外国人住民に対する防災訓練や防災情報の多言語による提供を行います。

**ア : 防災訓練情報の提供**

市町村が行う防災訓練に外国人住民が参加できるよう呼びかけるとともに、その情報を県のホームページで公開します。

【担当課：国際課】

**イ：地域防災計画などにおける外国人住民対策の位置づけの促進**

県地域防災計画及び国民保護に関する県計画において、外国人住民に対する防災教育・訓練の実施や災害時の情報伝達方法、避難誘導方法、避難所の運営に関する留意事項を位置づけます。また、市町村に対して市町村国民保護計画や市町村地域防災計画において外国人住民対策を位置づけるよう助言します。【担当課：危機管理課、消防防災課】

**ウ：災害ボランティア派遣体制の整備**

大規模災害時に備え、平常時から周辺都県市と連絡体制を確立し、通訳・翻訳などを行う災害ボランティアを「必要な人員派遣」として要請する体制を整備します。

【担当課：国際課、関係部局】

**② 多言語などによる災害情報の提供**

県国際交流協会、市町村、NGOなどの協力を得て、通訳や翻訳などを行う災害ボランティアを広く募集し、災害発生時に円滑に対応できる体制を整備します。その際、被災地に居住するボランティアも被災者となる場合もあります。また、災害時には少数言語への対応も必要となることから、広域の応援体制を整備します。

さらに、災害時に役立つ多言語の掲示シートや指さし会話集を準備するほか、県国際交流協会などとも連携しながら、ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話、エスニックメディアなどを通じて、やさしい日本語や多言語による災害情報などの伝達体制を整備します。

**ア：災害ボランティアの育成**

大規模災害時に備え、通訳・翻訳などを行う災害ボランティアを育成し、支援するとともに、NGOや自主防災組織との連携強化を図ります。また、災害ボランティアを対象とした研修や訓練を実施します。【担当課：危機管理課、国際課】

**イ：災害時多言語情報センターの設置**

大規模災害時における情報収集、情報発信の機能集約化を図るため、災害発生時に「外国人総合相談センター埼玉」の機能を拡張して「埼玉県災害時多言語情報センター」を設置します。【担当課：国際課】

**ウ：やさしい日本語や多言語による災害情報の伝達体制の整備**

テレビやラジオなどのメディアと連携して災害などの緊急時にやさしい日本語や多言語で災害情報を伝達する体制を整備します。【担当課：報道長、国際課、消防防災課】

**エ：分かりやすい防災情報の発信**

県ホームページで、防災情報を誰が見ても分かりやすいようにルビ振りや絵文字表記を進めます。【担当課：国際課】

**オ：避難所会話セットの提供**

避難所における職員と外国人被災者が簡単な意思疎通ができるようにするため、多言語で作成した「外国人避難者用質問票」と「指さし会話シート」をホームページに掲載し提供します。【担当課：国際課】

**カ：多言語による防災ハンドブックの作成・配布**

多言語による防災の基礎知識を説明したハンドブックを作成し、配布します。【担当課：消防防災課、国際課】

**(7) 犯罪・交通事故から守る**

外国人住民は、地域の構成員として生活していますが、言語や生活習慣の相違などにより、日本人とのコミュニケーションが希薄になり、日常生活上のトラブルが発生しやすくなるなどの状況が見られます。

このような状況の下では、外国人住民が日本社会になじむことができず、犯罪や事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織などが外国人住民の集住する地域に浸透し、外国人住民が犯罪に手を染めるおそれもあります。

**① 多言語などによる安全・安心情報の提供**

外国人住民に日本で円滑な日常生活を営むために必要な知識を身に付けてもらうことなどを目的として、外国人住民が集住する地域の自治会、市町村、県国際交流協会、NGOなどと連携を図りながら、外国人住民のコミュニティにおける防犯教室や交通安全指導教室などを開催します。また、多言語による防犯情報を提供するとともに、交通安全教育テキストを作成し、啓発に努めます。

**ア：外国人共生対策支援専門員の配置**

外国人共生対策支援専門員を配置し、母国語で安全・安心を伝えます。【担当課：警察本部】

**イ：多言語による防犯情報の提供**

外国人住民が安全で安心して暮らせるための防犯情報などを多言語で提供します。【担当課：警察本部】

**ウ：非行防止教室の開催**

規範意識の醸成を目的とした非行防止教室を開催します。  
【担当課：警察本部】

**エ：多言語による交通安全の普及・啓発**

外国人住民の交通安全意識の啓発を図るため、外国人住民を対象とした交通安全教育を実施するとともに、交通安全教育テキスト（リーフレット、しおり）などを多言語で作成し、配布します。【担当課：警察本部】

## ● 基本的な取組 3

### 自立・社会参加と多文化パワーの活用

— 外国人住民の地域参加支援と高度外国人材の活用 —

平成23年度（2011年度）の埼玉県政世論調査によると、地域に外国人住民が増えることに対して、異文化に触れる機会が増える、国際的な感覚が養われるなど歓迎する人が全体の35.6%いました。しかし、治安が悪化するのではないか、地域の生活ルールなどの問題でトラブルが起こるのではないかなどの不安を感じている人も34.1%いました。

また、地域における日本人と外国人住民の交流はまだ限定的であり、疎外感を感じている外国人住民や地域で認知されていない外国人住民も多くいます。

しかし、外国人は、日本人とは異なった文化や価値観、発想力があり、学ぶべき優れた面を持っています。これまで機会に恵まれてこなかった外国人住民が、その能力を発揮して、地域活動に主体的に参加することにより、活力ある地域社会の形成が期待できます。

そこで、日本人と外国人住民の間にある「こころの壁」を取り除くため、相互理解を促進します。そのため、外国人住民の社会参加を支援する環境を整備し、協働の地域づくりを進めます。

また、様々な国籍、民族を背景にした文化、価値観、特性の「違い」を有機的に結び付け、地域づくりに生かす多文化パワーの活用を推進します。そのため、外国人住民の潜在力を引き出し、有用な人材の育成と活用を図る一方、高度外国人材の受入れと活用を進めます。

#### （1）外国人住民の地域参加支援

平成22年度（2010年度）の外国籍県民県政モニターアンケートによると、「何か地域で活動して、地域社会の役に立ちたいか」という設問に対し、「地域社会の役に立ちたい」という回答が90.8%ありました。これは、きっかけや仕組みがあれば、多くの外国人住民が、地域活動に参加する可能性があることを示しています。

そのため、全ての外国人住民に居場所と出番があり、地域の一員として主体的に様々な活動に参加できるよう環境整備を進める必要があります。



そこで、日本人に対する多文化共生の啓発、交流機会の拡大、外国人住民の意見を反映させる仕組みなどを更に充実します。また、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなる人材の育成や活用を図るとともに、外国人住民が地域活動に参加する仕組みを整備します。

① 多文化共生に関する啓発

日本人を対象に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などと連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発します。

日本人児童生徒に対しては、道徳、国語、社会、総合的な学習の時間などで、外国人の人権に関する教育を推進します。また、市町村教育委員会と連携を図るとともに、大学や外国人住民の協力を得たり、国際交流員や語学指導助手(\*17)を活用したりするなどして、多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

ア：多文化共生推進委員の配置（再掲）

県立高校定時制課程などに多文化共生推進委員を配置し、外国人生徒への日本語指導、適応指導、教育相談などを実施するとともに、外国人生徒と日本人生徒との相互理解を深め、多文化共生精神を育成します。【担当課：高校教育指導課】

イ：語学指導助手などの招致

語学指導助手などを招致し、国際理解教育や外国語教育を充実するとともに国際交流を推進します。

【担当課：国際課、高校教育指導課】

\*17 語学指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）

語学指導を行う海外青年招致事業で招致された者で、学校もしくは、教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事しているものをいう。



**ウ : 多文化共生の普及・啓発**

「多文化共生」について県民に広く普及・啓発するため、研修会を開催するとともに、懸垂幕やポスターの掲示などを行います。【担当課：国際課】

**エ : 埼玉グローバル賞の表彰**

多文化共生の視点を取り入れた「埼玉グローバル賞」の表彰を行います。【担当課：国際課】

**② 交流機会の拡大**

日本人と外国人住民が相互に理解を深めるためには、まずは知り合い、コミュニケーションができることが必要です。そこで、大学、県国際交流協会、外国人住民などと連携し、国際交流員や語学指導助手を活用するなどして、市町村や地域における交流イベントの開催を促進し、住民の交流機会を増やします。また、外国人研修生などを地域におけるホームステイにあっせんするなどして、日本人との交流を促進します。

**ア : 語学指導助手などの招致（再掲）**

語学指導助手などを招致し、国際理解教育や外国語教育を充実するとともに国際交流を推進します。

【担当課：国際課、高校教育指導課】

**イ : ワンナイトステイ**

国際交流基金日本語国際センター(\*18)や市町村と連携し、同センターで研修を受けている海外日本語教師のホームステイをあっせんします。【担当課：国際課】

**\*18 国際交流基金日本語国際センター**

国際交流基金日本語国際センターは、国際交流基金の附属機関として、海外における日本語教育を支援し、更に充実させるため、人材開発、教材充実を二つの基本的機能として、次の事業を行っている。

1. 海外日本語教師の養成及び研修
2. 日本語教材の開発・制作支援・寄贈

**③ 多文化共生の拠点づくり**

多文化共生の地域づくりを進めるため、県国際交流協会やNGOなどと連携して、交流、研修、啓発、情報提供、日本語学習支援などを行う拠点の充実を図ります。また、各市町村や各地域でも、市町村、NGO、自治会などが連携して同様の取組が行えるよう学校、公民館、図書館などを活用した多文化共生の拠点づくりを促進します。

**ア： 国際協力県民プラザの充実**

県国際交流協会やNGOなどと連携して、交流、研修、啓発、情報提供、日本語学習支援などを行う拠点として「国際協力県民プラザ」の充実を図ります。【担当課：国際課】

**イ： 市町村における多文化共生の拠点づくりの促進**

市町村に対して多文化共生の拠点づくりを促進します。  
【担当課：国際課】

**ウ： 多文化共生推進指定校の設置**

県立高校に多文化共生推進指定校を設置します。  
【担当課：国際課、高校教育指導課】

**④ 外国人住民の要望や意見の聴取**

埼玉県外国人住民県政モニター制度の充実を図るとともに、多言語による「知事への提言」を実施し、外国人住民の要望や意見を聴き行政に反映します。また、市町村においても外国人住民の要望や意見を反映する仕組みが作られるよう市町村を支援します。

**ア： 埼玉県外国人住民県政モニターの設置**

県内に居住する外国人住民をモニターとして委嘱し、アンケートを通じて県政に対する意見や要望を述べてもらい、それらを行政に反映します。【担当課：国際課】

**イ： 多言語による「知事への提言」の実施**

英語や中国語による「知事への提言」を実施します。

【担当課：国際課、広聴広報課】

**ウ： 市町村における外国人住民の意見を反映させる仕組みづくりの支援**

外国人住民の意見が反映されるように市町村に対してその仕組みづくりを支援します。【担当：国際課】

**⑤ キーパーソンを通じた地域づくり**

外国籍県民県政モニター経験者、外国人留学生、NGO関係者など、日本語がたんのうな外国人住民や外国人との交流経験が豊富な日本人にキーパーソンとなってもらい、行政情報の伝達や地域の生活ルールの周知などを円滑に行う仕組みを充実します。また、地域の行事への参加や自治会への加入の促進などについて、日本人と外国人住民のつなぎ役としての役割を担ってもらいます。

**ア： キーパーソンを活用した地域づくり**

多文化共生社会の担い手となるキーパーソンを活用して外国人住民への行政情報の伝達や生活ルールの周知を進め、地域活動への参加を進めます。また、地域づくりのリーダーとして、キーパーソンの資質の向上を図ります。【担当課：国際課】

**⑥ 外国人住民の地域活動への参加促進**

地域に溶け込めず悩んでいる外国人住民や、意欲や能力がありながら社会参加の機会がない外国人住民に対し、地域参加の足掛かりとなる仕組みを作ることが重要です。自分がいることで人の役に立てる、自分たちの地域の課題は自分たちで解決していくといった実感を外国人住民が持つことにより、地域の一員としての自覚も高まります。地域で外国人支援を行うNGOや県国際交流協会などを通じて、日本人と外国人住民が共に地域活動に参加し、協働で地域課題の解決を図る取組を進めます。

**ア：外国人地域活動デビュー支援**

地域で身近に暮らす外国人住民と日本人が、お互いの文化や抱える問題を理解し、協働して地域づくりに参画する機会を増やすために、NGOなどを支援します。

【担当課：国際課】

**(2) 多文化パワーの活用**

外国人住民の中には、外国人コミュニティや外国人支援団体のリーダーとして活動している人もいます。また、高度外国人材の卵である外国人留学生の中には、日本語能力に優れ、日本社会の理解も深く、地域のまちづくりに参画する人もいます。さらに、定住して日本企業への就職や起業することを希望する人もいます。

このような外国人住民や外国人留学生の持つ経験、文化的特質、価値観、国際的なネットワークなどの潜在的なパワーを地域づくりや県内経済の活性化に生かす取組を進めます。また、高度な専門知識や技術、ノウハウを持った研究者、技術者、設計者、法務・会計・経営のスペシャリストなどの高度外国人材の受入れと活用について、県内研究機関、大学、企業などで促進します。

**① 外国人住民の人材活用**

地域づくりの一翼を担う外国人住民を発掘し、外国人キーパーソンの登録を進めるとともに、その資質の向上を図ります。また、起業の意欲がある外国人住民を支援し、地域経済の活性化を図ります。

**ア：キーパーソンを活用した地域づくり（再掲）**

多文化共生社会の担い手となるキーパーソンを活用して外国人住民への行政情報の伝達や生活ルールの周知を進め、地域活動への参加を進めます。また、地域づくりのリーダーとして、キーパーソンの資質の向上を図ります。【担当課：国際課】

**イ：外国人への創業・ベンチャーの支援（再掲）**

創業・ベンチャー支援センター埼玉では、外国人住民からの創業相談に適宜対応します。【担当課：産業支援課】

**ウ：グローバル人材埼玉ネットワークの活用**

埼玉県ゆかりのグローバル人材や県内の企業・大学・団体などが相互に情報交換・交流を深めるための「グローバル人材埼玉ネットワーク」を通じ多文化共生社会の構築を図ります。【担当課：国際課】

**② 高度外国人材の受入態勢の整備**

高度外国人材を受け入れるために、英語や母国語による子どもの教育環境、家族向けの日本語習得支援など、企業や大学、市町村、NGOと一体となって取り組みます。

**ア：外国人学校などの整備**

県内の研究機関や企業における外国人研究者の定着を図るため、外国人子弟の教育環境を充実させるインターナショナルスクールの誘致を進めます。【担当課：国際課、関係部局】

**イ：日本語学習の啓発や情報提供（再掲）**

市町村と連携して、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、日本語教室の開催情報と参加を呼びかけます。また、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などを通じて日本語学習の啓発を行うとともに、学習機会の提供を働きかけます。【担当課：国際課】

**③ 外国人留学生などに対する就職支援**

外国人留学生と県内企業との交流会を開催し、企業にグローバル人材として外国人留学生を紹介するとともに、外国人留学生に対する就職支援を行います。また、経済連携協定に基づく人材の活用を図るため、外国人看護師候補者の就労研修を支援します。

**ア : 留学生就職支援交流会の開催**

埼玉国際ビジネスサポートセンターにおいて、県内企業のビジネス支援の一環として、外国人留学生と県内企業との交流会を開催します。【担当課：国際課、企業立地課】

**イ : 企業・留学生を対象としたセミナーの開催**

高度外国人材の活用を推進するため、企業と外国人留学生を対象とするセミナーを開催します。【担当課：国際課】

**ウ : 外国人看護師候補者就業研修支援（再掲）**

経済連携協定（EPA）によって来日し、県内の病院で研修中の外国人看護師候補者の受入施設の就労研修体制の充実を図ります。【担当課：医療整備課】

## VI プランの推進体制

外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にわたっており、地域全体の課題として、県、県国際交流協会、市町村、市町村国際交流協会、NGO、企業、自治会などが適切な役割分担の下に取り組む必要があります。県では、これまでも県、県国際交流協会、市町村、NGOなどで構成する「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク」により外国人住民支援の連携を図ってきました。

また、多文化共生に県全体として取り組むため、行政やNGO、学識経験者からなる「多文化共生推進会議」を平成20年度（2008年度）に設置しました。今後も、関係機関が相互に情報交換などを行いながら総合的な取組を推進していきます。

### 1 県の役割

県は、多文化共生の推進に係るプランを策定し、このプランに基づき、市町村を包括する広域自治体として、広域的な課題への対応、市町村で十分に対応できていない分野の補完、先導的な取組などを推進します。

また、これらの取組を総合的・効果的・継続的に推進するため、庁内横断体制を活用し、施策の成果を検証しながら施策の実施状況を管理していきます。

さらに、「つなぎ役」としての機能を発揮し、県国際交流協会、国の機関、市町村、市町村国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などとの連携や協働を積極的に図ります。

### 2 県国際交流協会の役割

県国際交流協会は、県内全域を対象とした多文化共生の地域づくりを進める拠点としての機能を有しています。そのため、県との連携を図りながら、民間のノウハウや県外の国際交流協会、外国人支援機関などとのネットワークを生かした外国人住民支援、NGO・ボランティア支援、県民の国際理解の促進などの事業に取り組んでいくことが求められています。

また、県民やNGOなどとの連携や協働を図り、県内のネットワークづくりを推進する役割を担っています。



### 3 市町村の役割

外国人住民の数や人口比率は市町村によって様々です。地域の実情を踏まえ、市町村は、住民にとって最も近い基礎的自治体として、外国人住民に各種の行政サービスを提供しています。今後、できるだけ早期に多文化共生の推進に係る指針を策定し、外国人住民に対する支援・啓発、日本人に対する啓発などの取組を推進していくことが求められています。

特に、外国人住民に対する啓発については、外国人住民が市町村で手続を行う機会を活用することが期待されます。また、庁内横断体制を整備するとともに、市町村国際交流協会、NGO、地元企業、大学、学校、自治会などとの連携や協働を積極的に図る必要があります。

### 4 市町村国際交流協会の役割

市町村国際交流協会は、地域の日本語教室の開催、外国人住民に関する情報の発信、通訳者・翻訳人材の発掘など、地域のコーディネーターとして、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな事業の推進を図ることが期待されています。

### 5 NGOの役割

自主的、自発的な外国人住民支援活動を展開するNGOは、それぞれの地域における多文化共生を図る上で中心的な担い手となります。特に、本県のNGOは、団体数も多く、質の高い活動も行われています。このため、それぞれの団体が持つ独自のノウハウ、情報、人材などを生かし、県民の参加拡大を図りながら、多様な活動を展開していくことが期待されています。

### 6 企業の役割

企業は、直接雇用であるか間接雇用であるかにかかわらず、外国人労働者を受け入れるに当たりその社会的責任を果たす必要があります。このため、労働関係法令などを遵守するとともに、外国人労働者の日本語学習に対する支援などに積極的に努めていく必要があります。また、地域社会との共生を図る観点からも外国人労働者の労働環境の改善、その家族の生活や子どもの教育に関する支援も期待されています。



## 7 大学の役割

大学には、教員や外国人留学生による日本人への多文化共生の啓発、学生の外国人支援ボランティア活動など、地域の多文化共生への参画が期待されています。

また、高度外国人材として期待される外国人留学生の就職支援については、県内企業はもとより同窓会組織などと連携した積極的な取組を行う必要があります。

さらに、日本語教師など多文化共生を推進していく人材を継続的に育成していくとともに、実態調査、施策立案などで行政やNGOを支援する役割が求められています。

## 8 学校の役割

学校（小・中・高校）は、外国人児童生徒が在籍する場合、日本語学習指導をはじめ、多文化共生を進める上で極めて重要な役割を担っています。PTAや地域の外国人も含めたボランティアと連携を図り、多文化共生の地域づくりの拠点となることが期待されています。

また、外国人児童生徒が在籍しない学校においても、国際理解教育などを通じて多文化共生に寄与していく必要があります。

## 9 自治会・町内会の役割

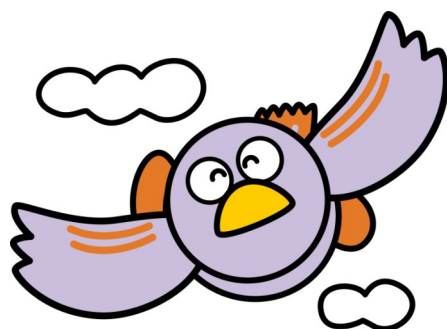
自治会・町内会は、地域づくりにおける基礎的な団体です。このため、外国人住民の自治会・町内会への加入を促進するとともに、地域におけるボランティア活動や祭、運動会などのイベントへの参加を促進し、多文化共生の基礎づくりをすることが期待されています。

埼玉県多文化共生推進プラン  
(平成24年度～28年度)

埼玉県県民生活部国際課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
TEL 048-830-2717 FAX 048-824-0599  
E-mail [a2705@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2705@pref.saitama.lg.jp)





埼玉県県民生活部国際課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-2717 FAX 048-824-0599

E-mail [a2705@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2705@pref.saitama.lg.jp)